



INDEX

◇障がいのある方のために…P82

障がいのある方のために

障がい福祉

✦ 手帳の交付

一定の障がいがある人に、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を交付しています。これらの手帳を所持することにより、手帳の等級に応じていろいろな助成を受けることができます。

▶ 身体障がい者手帳

取扱窓口 障がい福祉課 TEL 632-2361

障がいの種類や程度(1～6級で表示)を記入した手帳です。

▶ 療育手帳

取扱窓口 障がい福祉課 TEL 632-2365

知的障がいの程度(A1、A2、B1、B2で表示)を記入した手帳です。

▶ 精神障がい者保健福祉手帳

取扱窓口 障がい福祉課 TEL 632-2362

精神に障がいがある人の障がいの程度(1～3級)を記入した手帳です。

✦ 各種手当など

取扱窓口 障がい福祉課 TEL 632-2363

▶ 特別障がい者手当(国)

20歳以上で、精神や身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活で常に特別な介護を必要とする人に支給します(所得制限、およびその他要件あり)。

▶ 心身障がい者福祉手当(市)

心身に重度障がいのある人で、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当を受けていない人に支給します(20歳以上は所得制限あり)。

▶ 難病患者福祉手当(市)

難病法に基づく指定難病患者または国もしくは県が指定する疾患の患者として医療受給者証の交付を受けている人で、心身障がい者福祉手当を受けていない人に支給します(20歳以上は所得制限あり)。

▶ 医療費の助成

72ページを参照ください。

〈 広告 〉

Let's repaint your future!

あなたの未来を塗り替えよう!

「健常者目線」と「障がい者目線」の両方を兼ね備えている当事業所にて、仕事を通じて共に成長していきたいと思っております。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

- B型は週1日からご利用可能です
- 自己肯定感の向上を目指します

見学・体験申込み受付中



運営法人:
㈱ZEALL-plus
代表取締役
橋本吉司



バリアフリーのスタイリッシュで開放的なオフィスで作業します

<主な仕事内容>

- PC業務:
データ入力・動画編集・webデザイン
AI活用によるライティング・画像生成
- 物づくり業務:
彫刻品の塗装・仕上げ・販売
アクセサリなど小物品の企画・
作製・販売
- 物販業務:
ネット販売業務全般

就労継続支援事業所
(A/B多機能型)

ジェイ・ベース
J・BASE

◆TEL:028-689-9933

◆営業時間:9:00~18:00 ◆休日:土曜・日曜
〒321-0962 宇都宮市今泉町65-2 大柿ビル1F



働くことに不安がある方、就労が困難な方、就労を続けることが困難な方、お気軽にご相談ください。

+

自立支援医療(更生医療)

取扱窓口 障がい福祉課 TEL 632-2362

自立支援医療(更生医療)は18歳以上が対象で、手術などによって障がいが軽減または除去され、機能が回復するような場合に給付します。

+

自立支援医療(精神通院医療)

取扱窓口 障がい福祉課 TEL 632-2362

自立支援医療(精神通院医療)は、精神疾患のために、通院により医療を受ける場合に給付します。

+

各種助成

取扱窓口 障がい福祉課 TEL 632-2363

▶住宅改造費の助成

重度の身体障がい者が日常生活を容易にするため、台所、浴室などの改築や福祉機器を設置するとき、工事費の一部を助成します(所得制限、およびその他要件あり)。

▶タクシー料金・自家用車燃料費の助成

重度の心身障がい者がタクシーを利用したとき、または、自家用車を利用する場合、その料金や燃料費の一部を助成します。

▶自動車運転免許取得の助成

一定の障がいのある人が、普通自動車運転免許取得教習を受けるときに助成します(所得制限あり)。

▶自動車改造費の助成

一定の障がいのある人が、就労などのために自動車を運転しやすいように操向装置、駆動装置などの一部を改造する場合、所得に応じて助成します。

▶精神障がい者交通費の助成

精神障がい者保健福祉手帳を持つ人(身体障がい者手帳、療育手帳を受けた人を除く)が、交通機関を利用して通院・通所をする場合に限り、交通費の一部を助成します。

▶知的障がい者交通費の助成

療育手帳を受けた人が、通院や訓練などのために定期的に交通機関を利用する場合、交通費の2分の1を助成します。

▶NHK放送受信料の減免

取扱窓口 NHKふれあいセンター

TEL 0570-077-077

障がい福祉課

TEL 632-2362

一定の障がいのある人に、NHK放送受信料の減免措置があります(その他要件あり)。

+

補装具・日常生活用具

取扱窓口 障がい福祉課 TEL 632-2362

▶補装具の交付、修理

身体の障がい部分を補って、日常生活をしやすくするために、障がいの内容・程度に応じて、各種の補装具費を支給します。

▶日常生活用具の給付、貸与

一定の障がいのある人や難病の人に生活用具を給付または貸与します。

〈 広告 〉

障害年金の事はとちぎ障害年金相談センターへ

とちぎ障害年金相談センター

運営：社会保険労務士法人 SOUMU
雀宮駅から徒歩 10分
宇都宮市雀の宮5丁目6番33号メゾン小林103号

無料相談のご予約はこちら

☎ 028-612-5571

受付時間 9:00-18:00 (土・日・祝 定休)


[とちぎ障害年金相談センター](#)

障がい者福祉

〈 広告 〉

ほう こう かい
社会福祉法人 **房香会** って知ってる？

ご相談
ください

おだやかに自分らしく過ごせる
ぴったりの施設をご案内

障がい者支援施設
しのいの郷

就労継続支援 B 型
しのいの郷農園

グループホーム
アップエル 2 号棟

グループホーム
アップエル 3 号棟

グループホーム
アップエル 4 号棟

相談支援事業所
クライス



社会福祉法人 **房香会**

TEL

028-669-1010

房香会
愉快だ
宇都宮



障がい福祉サービス

取扱窓口 ▶ 障がい福祉課 TEL 632-2366

障がい者などが介護給付（ホームヘルプや施設での介護などのサービス）や訓練等給付（通所による自立訓練や就労訓練などのサービス）を利用する場合には、訪問調査などを経て、支給決定されます。なお、支給決定には、サービス等利用計画などの提出が必要となります。

その他のサービス

▶ 心身障がい者扶養共済制度

取扱窓口 ▶ 障がい福祉課 TEL 632-2363

障がい者を扶養している保護者が加入者となり、加入者が死亡または事故などで体が不自由な状態になったとき、残された障がい者に年金を生涯にわたって支給し、生活の安定を図る制度です。

▶ 障がい者福祉バスを運行

取扱窓口 ▶ 障がい福祉課 TEL 632-2229

障がいのある人の社会参加を促進するため、リフト付きの障がい者福祉バスを運行しています。

生活福祉

生活保護

取扱窓口 ▶ 生活福祉第1課・第2課
TEL 632-2105・2465

各地区の民生委員

病気などの理由で、収入や蓄えがなく、生活が困難になった人に、経済面での援助をします。生活保護には、生活・教育・住宅・医療・介護などの扶助があります。

生活困窮者自立相談支援

取扱窓口 ▶ 市社会福祉協議会 TEL 612-6668

現に生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のために、自立に向けた相談支援窓口を開設しています。

生活福祉資金貸付相談

取扱窓口 ▶ 市社会福祉協議会 TEL 636-1251

他の貸し付け制度からの資金借入れが困難な所得の少ない世帯を対象に、生活福祉資金などの貸し付け制度があります。

〈 広告 〉

何もしなくてもいいよ
いつ来ていつ帰ってもいいよ
～ 心に病を抱えた人たちの居場所 🏠 ～
NPO 法人 自由空間ポ一
宇都宮市地域活動支援センター
(宇都宮市委託事業)
代表理事 本郷 秀崇
・社会福祉士 ・介護福祉士
・精神保健福祉士 ・公認心理師
・福祉マネジメント修士
〒321-0973 宇都宮市岩曾町1364-6
TEL・FAX 028-664-4531
連絡お待ちしています!



いつでも！誰でも！どこからでも！

宇都宮市 暮らしの便利帳

電子ブック案内



電子ブックはこんなときに活用できます



このまちの
手続きを知りたい



友だちに
地元の特徴を伝えたい



外出時に
防災情報が気になった



地元目線の
観光情報を知りたい



冊子が
見つからない

ブックマークは
こちらから



こんな便利機能もあります



表紙から知りたい情報に
ワンタッチで移動



細かい文字は
拡大して表示できる



再読したいページには
しおりを挿入



気になった内容には
メモ機能で書き足し